

◎ 東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部を次のように改正し、2021年3月13日乗車となるものから適用する。ただし、日高本線にかかる改正規定については同年4月1日から施行する。

改正前		改正後	
(略)		(略)	
(乗継急行券の発売)		(乗継急行券の発売)	
<p>第 57 条の 2 旅客が、急行列車相互間に乗継ぎをする場合で、次の各号に該当するとき（以下「乗継条件」という。）は、第 1 号に規定する○印の 1 個の急行列車に対して割引の急行券を発売する。ただし、設備定員が複数の寝台個室及び別に定める特別急行列車の個室に乗車する場合に発売する特別急行券については、割引の取扱いをしない。</p> <p>(1) 次に掲げる急行列車相互間について、それぞれに定める乗継駅において直接乗継ぎをする場合（同一の急行列車を先乗列車及び後乗列車として直接乗継ぎをする場合を含む。）</p>		<p>第 57 条の 2 旅客が、急行列車相互間に乗継ぎをする場合で、次の各号に該当するとき（以下「乗継条件」という。）は、第 1 号に規定する○印の 1 個の急行列車に対して割引の急行券を発売する。ただし、設備定員が複数の寝台個室及び別に定める特別急行列車の個室に乗車する場合に発売する特別急行券については、割引の取扱いをしない。</p> <p>(1) 次に掲げる急行列車相互間について、それぞれに定める乗継駅において直接乗継ぎをする場合（同一の急行列車を先乗列車及び後乗列車として直接乗継ぎをする場合を含む。）</p>	
	急 行 列 車		乗 継 駅
イ	<p>新幹線の特別急行列車</p> <p>○ その他の各線区の急行列車（本四備讃線を経由する急行列車と四国内の急行列車を坂出駅又は高松駅で相互に乗り継ぐ場合は、岡山駅を乗継駅とする急行列車に限る。）ただし、次に掲げる急行列車を除く。</p> <p>(イ) 奥羽本線を経由する急行列車（新青森・青森間のみを乗車する場合に限る。）</p> <p>(ロ) 特別急行列車サフィール踊り子号</p> <p>(ハ) 特別急行列車 WEST EXPRESS 銀河号</p>	イ	<p>東海道本線（新幹線）中新横浜・新大阪間各駅、山陽本線（新幹線）中新神戸・新下関間各駅、新青森駅、長岡駅、新潟駅、長野駅、金沢駅、新函館北斗駅、大阪駅（新大阪駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、坂出駅若しくは高松駅（いずれも岡山駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、直江津駅（上越妙高駅に直通して運転する急行列車に乗車し、上越妙高駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、又は津幡駅（金沢駅に直通して運転する急行列</p>
	急 行 列 車		乗 継 駅
イ	<p>新幹線の特別急行列車</p> <p>○ その他の各線区の急行列車（本四備讃線を経由する急行列車と四国内の急行列車を坂出駅又は高松駅で相互に乗り継ぐ場合は、岡山駅を乗継駅とする急行列車に限る。）ただし、次に掲げる急行列車を除く。</p> <p>(イ) 奥羽本線を経由する急行列車（新青森・青森間のみを乗車する場合に限る。）</p> <p>(ロ) <u>特別急行列車踊り子号</u></p> <p>(ハ) 特別急行列車サフィール踊り子号</p> <p>(ニ) <u>特別急行列車湘南号</u></p> <p>(ホ) 特別急行列車 WEST EXPRESS 銀河号</p>	イ	<p>東海道本線（新幹線）中新横浜・新大阪間各駅、山陽本線（新幹線）中新神戸・新下関間各駅、新青森駅、長岡駅、新潟駅、長野駅、金沢駅、新函館北斗駅、大阪駅（新大阪駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、坂出駅若しくは高松駅（いずれも岡山駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、直江津駅（上越妙高駅に直通して運転する急行列車に乗車し、上越妙高駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、又は津幡駅（金沢駅に直通して運転する急行列</p>

		車に乗車し、金沢駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。)
ロ	特別急行列車サンライズ瀬戸号 ○ 四国内の急行列車	坂出駅又は高松駅

		車に乗車し、金沢駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。)
ロ	特別急行列車サンライズ瀬戸号 ○ 四国内の急行列車	坂出駅又は高松駅

- (2) 乗継ぎをする後乗列車の乗車日が先乗列車の乗車日の当日又は翌日である場合。ただし、前号イの場合で、新幹線の特別急行列車を先乗列車とするときは、後乗列車の乗車日が先乗列車の乗車日の当日である場合に限る。
- (3) 当該乗車に必要な乗車券及び急行券を同時に購入し、又は当該乗車に必要な乗車券を呈示して、先乗列車及び後乗列車の急行券を同時に購入し、これに相当の証明を受けた場合。

(略)

(旅客の区分及びその旅客運賃・料金)

第 73 条 旅客運賃、急行料金又は座席指定料金は、次に掲げる年齢別の旅客の区分によって、この規則の定めるところにより、その旅客運賃・料金を収受する。

- 大人 12才以上の者
- 小児 6才以上12才未満の者
- 幼児 1才以上6才未満の者
- 乳児 1才未満の者

2 前項の規定による幼児又は乳児であっても、次の各号の1に該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃・料金を収受する。

- (1) 幼児が幼児だけで旅行するとき。
- (2) 幼児が、乗車券を所持する6才以上の旅客（団体旅客を除く。）に2人を超えて随伴されて旅行するとき。ただし、2人を超えた者だけ小児とみなす。
- (3) 幼児が、団体旅客として旅行するとき又は団体旅客に随伴されて旅行するとき。
- (4) 幼児又は乳児が、指定を行う座席又は寝台を幼児又は乳児だけで使用して旅行するとき。
- (5) 幼児又は乳児が、第140条の2 ~~及び第140条の3~~ の規定により当社が確保し

- (2) 乗継ぎをする後乗列車の乗車日が先乗列車の乗車日の当日又は翌日である場合。ただし、前号イの場合で、新幹線の特別急行列車を先乗列車とするときは、後乗列車の乗車日が先乗列車の乗車日の当日である場合に限る。
- (3) 当該乗車に必要な乗車券及び急行券を同時に購入し、又は当該乗車に必要な乗車券を呈示して、先乗列車及び後乗列車の急行券を同時に購入し、これに相当の証明を受けた場合。

(略)

(旅客の区分及びその旅客運賃・料金)

第 73 条 旅客運賃、急行料金又は座席指定料金は、次に掲げる年齢別の旅客の区分によって、この規則の定めるところにより、その旅客運賃・料金を収受する。

- 大人 12才以上の者
- 小児 6才以上12才未満の者
- 幼児 1才以上6才未満の者
- 乳児 1才未満の者

2 前項の規定による幼児又は乳児であっても、次の各号の1に該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃・料金を収受する。

- (1) 幼児が幼児だけで旅行するとき。
- (2) 幼児が、乗車券を所持する6才以上の旅客（団体旅客を除く。）に2人を超えて随伴されて旅行するとき。ただし、2人を超えた者だけ小児とみなす。
- (3) 幼児が、団体旅客として旅行するとき又は団体旅客に随伴されて旅行するとき。
- (4) 幼児又は乳児が、指定を行う座席又は寝台を幼児又は乳児だけで使用して旅行するとき。
- (5) 幼児又は乳児が、第140条の2の規定により当社が確保した座席を使用し

た座席を使用して旅行するとき。

- 3 前項第4号の場合の座席又は寝台の使用区間の起点又は終点が当該列車の停車駅と停車駅の間となる場合は、第71条第1項第2号の規定を準用する。
- 4 第2項の場合の外、幼児又は乳児に対しては、旅客運賃・料金を収受しない。
- 5 特別車両料金、寝台料金及びコンパートメント料金は、旅客の年齢によって区別しない。

(略)

(大人急行料金)

第125条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別急行料金

イ 新幹線

(略)

ロ 新幹線以外の線区

(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金

(略)

(ロ) 第57条の3第2項の規定により発売する場合で(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金

a 指定席特急料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。

営業 キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キ ロメー トルま で	150キ ロメー トルま で	200キ ロメー トルま で	300キ ロメー トルま で	400キ ロメー トルま で	401キ ロメー トル以 上
料金	円 1,190	円 1,530	円 1,970	円 2,290	円 2,510	円 2,730	円 3,070

て旅行するとき。

- 3 前項第4号の場合の座席又は寝台の使用区間の起点又は終点が当該列車の停車駅と停車駅の間となる場合は、第71条第1項第2号の規定を準用する。
- 4 第2項の場合の外、幼児又は乳児に対しては、旅客運賃・料金を収受しない。
- 5 特別車両料金、寝台料金及びコンパートメント料金は、旅客の年齢によって区別しない。

(略)

(大人急行料金)

第125条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別急行料金

イ 新幹線

(略)

ロ 新幹線以外の線区

(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金

(略)

(ロ) 第57条の3第2項の規定により発売する場合で(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金

a 指定席特急料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。

営業 キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キ ロメー トルま で	150キ ロメー トルま で	200キ ロメー トルま で	300キ ロメー トルま で	400キ ロメー トルま で	401キ ロメー トル以 上
料金	円 1,190	円 1,530	円 1,970	円 2,290	円 2,510	円 2,730	円 3,070

(b) 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金

1 人当りの料金は、前(a)の表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金 200 円を加算した額とする。

b 立席特急料金及び自由席特急料金

a の(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

c 特定特急料金

1, 320円とする。

(ハ) 第 57 条の 3 第 2 項の規定により発売する場合で、当該区間が東日本旅客鉄道会社線（ただし、別に定める場合を除く。）内相互発着となる場合の特別急行料金

a b以外の特別急行料金

(a) 指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 530 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した額とする。

営業 キロ 地帯	50 キ ロメー トルま で	100 キ ロメー トルま で	150 キ ロメー トルま で	200 キ ロメー トルま で	300 キ ロメー トルま で	400 キ ロメー トルま で	401 キ ロメー トル以 上
料金	円 1, 050	円 1, 480	円 1, 890	円 2, 290	円 2, 510	円 2, 730	円 3, 070

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。

(b) 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金

1 人当りの料金は、前(a)の表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金 200 円を加算した額とする。

b 立席特急料金及び自由席特急料金

a の(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

c 特定特急料金

1, 320円とする。

(ハ) 第 57 条の 3 第 2 項の規定により発売する場合で、次に掲げるときの特別急行料金

a 当該区間が東日本旅客鉄道会社線（ただし、別に定める場合を除く。）内相互発着となる場合で、b以外の特別急行料金

(a) 指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 530 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した額とする。

営業 キロ 地帯	50 キ ロメー トルま で	100 キ ロメー トルま で	150 キ ロメー トルま で	200 キ ロメー トルま で	300 キ ロメー トルま で	400 キ ロメー トルま で	401 キ ロメー トル以 上
料金	円 1, 050	円 1, 480	円 1, 890	円 2, 290	円 2, 510	円 2, 730	円 3, 070

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。

b 別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる特別急行列車に対して適用する特別急行料金

(a) 旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては同表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業 キロ 地帯	50 キ ロメー トルま で	100 キ ロメー トルま で	150 キ ロメー トルま で	200 キ ロメー トルま で	300 キ ロメー トルま で	400 キ ロメー トルま で
料金	円 760	円 1,020	円 1,580	円 2,240	円 2,550	円 2,900

(b) 旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業 キロ 地帯	50 キ ロメー トルま で	100 キ ロメー トルま で	150 キ ロメー トルま で	200 キ ロメー トルま で	300 キ ロメー トルま で	400 キ ロメー トルま で
料金	円 1,020	円 1,280	円 1,840	円 2,500	円 2,810	円 3,160

b 別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる特別急行列車に対して適用する特別急行料金

(a) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合であつて、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては同表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業 キロ 地帯	50 キ ロメー トルま で	100 キ ロメー トルま で	150 キ ロメー トルま で	200 キ ロメー トルま で	300 キ ロメー トルま で	400 キ ロメー トルま で
料金	円 760	円 1,020	円 1,580	円 2,240	円 2,550	円 2,900

(b) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合であつて、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業 キロ 地帯	50 キ ロメー トルま で	100 キ ロメー トルま で	150 キ ロメー トルま で	200 キ ロメー トルま で	300 キ ロメー トルま で	400 キ ロメー トルま で
料金	円 1,020	円 1,280	円 1,840	円 2,500	円 2,810	円 3,160

(c) 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合(ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。)であつて、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定に

より発売するものにあつては同表に定める料金から530円を低減した額とする。

<u>営業 キロ 地帯</u>	<u>50 キ</u>	<u>100 キ</u>	<u>150 キ</u>	<u>200 キ</u>
	<u>ロメー</u>	<u>ロメー</u>	<u>ロメー</u>	<u>ロメー</u>
	<u>トルま</u>	<u>トルま</u>	<u>トルま</u>	<u>トルま</u>
	<u>で</u>	<u>で</u>	<u>で</u>	<u>で</u>
<u>料金</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>
	<u>760</u>	<u>1,020</u>	<u>1,580</u>	<u>2,240</u>

(d) 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乘車する場合に限る。）であつて、旅客が列車に乘車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては(c)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

<u>営業 キロ 地帯</u>	<u>50 キ</u>	<u>100 キ</u>	<u>150 キ</u>	<u>200 キ</u>
	<u>ロメー</u>	<u>ロメー</u>	<u>ロメー</u>	<u>ロメー</u>
	<u>トルま</u>	<u>トルま</u>	<u>トルま</u>	<u>トルま</u>
	<u>で</u>	<u>で</u>	<u>で</u>	<u>で</u>
<u>料金</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>
	<u>1,020</u>	<u>1,280</u>	<u>1,840</u>	<u>2,500</u>

(e) 東日本旅客鉄道会社線と東海旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乘車する場合に限る。）であつて、旅客が列車に乘車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(c) に定める料金とする。

(f) 東日本旅客鉄道会社線と東海旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乘車する場合に限る。）であつて、旅客が列車に乘車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(略)

~~(ホームライナー料金)~~

~~第140条の3 当社において特に必要と認める場合は、ホームライナー料金を収受して列車の始発駅等における座席確保の取扱いをする。~~

~~2 前項の規定によるホームライナー料金は、旅客1人につき520円とする。~~

~~3 前各項の規定による取扱列車、取扱駅等については、別に定める。~~

(略)

別表第1号

【第3条】

地方交通線の線名及び区間

(略)

	線名	区間
は	八高線	八王子・倉賀野
	八戸線	八戸・久慈
	花輪線	好摩・大館
	磐越東線	いわき・郡山
	播但線	和田山・姫路
ひ	肥薩線	八代・隼人
	日高線	苫小牧・ <u>様似</u>
	日田彦山線	城野・夜明
	氷見線	高岡・氷見
ふ	福塩線	福山・塩町
	富良野線	旭川・富良野

(略)

別表第1号の2

【第57条】

列車群

項	号	群名	特別急行列車
1	(1)	ひたち・ときわ	イ ひたち号 ロ ときわ号 ハ 別に定める列車
	(2)	スワローあかぎ	イ スワローあかぎ号

(d) に定める料金とする。

(略)

(削除)

(略)

別表第1号

【第3条】

地方交通線の線名及び区間

(略)

	線名	区間
は	八高線	八王子・倉賀野
	八戸線	八戸・久慈
	花輪線	好摩・大館
	磐越東線	いわき・郡山
	播但線	和田山・姫路
ひ	肥薩線	八代・隼人
	日高線	苫小牧・ <u>鶴川</u>
	日田彦山線	城野・夜明
	氷見線	高岡・氷見
ふ	福塩線	福山・塩町
	富良野線	旭川・富良野

(略)

別表第1号の2

【第57条】

列車群

項	号	群名	特別急行列車
1	(1)	ひたち・ときわ	イ ひたち号 ロ ときわ号 ハ 別に定める列車
	(2)	スワローあかぎ	イ スワローあかぎ号

			ロ 別に定める列車
	(3)	あずさ・かいじ・はちおうじ・おうめ・富士回遊	イ あずさ号 ロ かいじ号 ハ はちおうじ号 ニ おうめ号 ホ 富士回遊号 へ 別に定める列車
2	—	成田エクスプレス	イ 成田エクスプレス号 ロ 別に定める列車

(略)

			ロ 別に定める列車
	(3)	あずさ・かいじ・はちおうじ・おうめ・富士回遊	イ あずさ号 ロ かいじ号 ハ はちおうじ号 ニ おうめ号 ホ 富士回遊号 へ 別に定める列車
	(4)	<u>踊り子・湘南</u>	<u>イ 踊り子号</u> <u>ロ 湘南号</u> <u>ハ 別に定める列車</u>
2	—	成田エクスプレス	イ 成田エクスプレス号 ロ 別に定める列車

(略)

別表第1号の3

【第58条】

グランクラス (A) を設備した特別急行列車の列車名及び運転区間

列車名	運転区間 (左欄及び右欄の駅を始発駅及び終着駅とする場合に限る。)	
はやぶさ号 はやて号	東京	盛岡
		新青森
		新函館北斗
<u>やまびこ号</u>	<u>東京</u>	<u>盛岡</u>
かがやき号 はくたか号	東京	金沢

(注) 運行不能又は遅延等の事由により、途中駅を始発駅として運転する場合又は途中駅を終着駅として運転する場合であっても、グランクラス (A) を設備した特別急行列車として運転する。

(略)

別表第1号の3

【第58条】

グランクラス (A) を設備した特別急行列車の列車名及び運転区間

列車名	運転区間 (左欄及び右欄の駅を始発駅及び終着駅とする場合に限る。)	
はやぶさ号	東京	盛岡
		新青森
		新函館北斗
かがやき号 はくたか号	東京	金沢

(注) 運行不能又は遅延等の事由により、途中駅を始発駅として運転する場合又は途中駅を終着駅として運転する場合であっても、グランクラス (A) を設備した特別急行列車として運転する。

(略)